

3 環活第 1 6 1 号 令和 3 年 6 月 1 5 日

経済産業大臣殿



(仮称) あつみ第二風力発電事業 環境影響評価方法書についての 知事意見について(通知)

このことについて、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第1項及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、環境の保全の見地からの関係市町長(田原市長及び南知多町長)の意見は、 別添2のとおりです。

担 当 環境局環境政策部環境活動推進課 環境影響・リスク対策グループ

電 話 052-954-6211 (ダイヤルイン)

# (仮称) あつみ第二風力発電事業 環境影響評価方法書についての知事意見

風力発電事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の計画段階環境配慮書では、事業実施想定区域のうち、風力発電機設置想定範囲の全域が三河湾国定公園の第2種特別地域及び鳥獣保護区に指定されていることに加え、大部分が保安林に指定、又は植生自然度10の砂丘植生が分布する砂浜であり、重要な自然環境のまとまりの場となっていることから、事業の実施に伴う動物、植物及び生態系への重大な影響が懸念された。

このため、知事意見において、重要な自然環境のまとまりの場の改変を回避するよう、事業計画の見直しを行うことを求めた。

これに対し、方法書では、自然裸地を含む汀線付近における風力発電機の配置を検討することとしているものの、対象事業実施区域(以下「区域」という。)の大部分が砂浜に設定されている。砂浜には砂丘植生が分布していることに加え、海浜性の動物及び植物の重要な種の生息・生育が想定されることから、方法書に示された事業計画は依然として自然環境への重大な影響が懸念される。

このため、砂丘植生の分布状況や海浜性の動物及び植物の重要な種の生息・生育状況を詳細に調査し、これらに対する影響について適切に予測及び評価を行うとともに、その結果を踏まえ、重要な自然環境のまとまりの場である砂浜への重大な影響を回避又は十分に低減できるよう適切な事業計画とすること。

また、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の手続に当たっては、以下の 事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を行い、予測される影響に対 しては、事業内容を十分に精査し、最大限の環境保全措置を講ずること。

#### 1 全般的事項

- (1)事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。
- (2)区域周辺には、既設の風力発電所に加え、計画中の風力発電所があることから、 騒音、風車の影、動物及び景観に関して、累積的な影響が懸念される。

このため、これらの風力発電所の事業者、関係自治体及び地域の状況に精通した専門家等から情報の収集に努め、騒音、風車の影、動物及び景観に関して、累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

- (3)調査地点及び予測地点について、その設定理由をわかりやすく示すこと。
- (4)環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

# 2 騒音、風車の影

区域周辺に特別養護老人ホーム及び住宅等が存在することから、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

## 3 動物、植物、生態系

(1) 区域及びその周辺はサシバ等の鳥類の渡りルートとなっている可能性があり、また、区域周辺には重要野鳥生息地 (IBA) に指定された伊川津が存在することから、施設の稼働に伴う鳥類の風力発電機への衝突事故や移動経路の阻害等が懸念される。

このため、鳥類のポイントセンサス法及び定点観察法による調査においては、 構造物に対する回避行動、餌場やねぐら等への移動経路、渡りルートなどが把握 できるよう、飛翔軌跡や飛翔高度を的確に記録すること。

- (2) 鳥類の定点観察法による調査においては、区域を含むエリアが「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(平成23年1月 環境省)」で猛禽類の渡りルートとされていることから、当該手引きを踏まえ、空間飛翔調査、飛翔軌跡調査及び年間衝突予測数の算出に加え、セオドライトを用いた飛翔高度の調査及び気流調査を行うこと。
- (3) ミサゴを含む希少猛禽類の定点観察法による調査においては、「猛禽類保護の進め方(改訂版) -特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて-(平成24年12月 環境省)」等を参考として、2営巣期を含む調査期間を設定し、適切に調査を行うこと。
- (4) 鳥類(渡り鳥、希少猛禽類)の風力発電機への年間衝突予測数の算出に用いる 飛翔軌跡調査等については、種の活動時間を正しく反映した調査時間を設定し、 適切に調査を行うこと。

また、年間衝突予測数の算出に当たっては、複数の回避率を用いて算出すること。

(5) 区域周辺の砂浜には、シロチドリ等の鳥類が生息している可能性があることから、工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴う騒音及び振動による鳥類への影響が懸念される。

このため、これらの影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

(6) 区域の大部分は砂浜であり、ハマベゾウムシ、カワラハンミョウ等の海浜性の 昆虫類が生息している可能性があることから、地形改変及び施設の存在による昆 虫類への影響が懸念される。

このため、昆虫類の調査については、海浜性の昆虫類の生息地の分布、生息状況等を把握できるよう適切に調査を行うこと。

(7) 区域及びその周辺には、植生自然度 10 の砂丘植生が分布しており、また、区域内にはハギクソウ等の重要な種が生育している可能性があることから、地形改変に伴う植物への影響が懸念される。

このため、これらの影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、砂丘植生への影響をできる限り低減するとともに、ハギクソウ等の重要な種が確認された場合は、その生育地への影響を回避する等の適切な環境保全措置を講ずること。

- (8)砂浜に分布している砂丘植生については、工事の実施に伴う外来種の侵入による影響が懸念されることから、侵入防止等の対策を適切に講ずること。
- (9) 工事用道路工事、風車基礎工事、風車組立工事等の各工事の工事計画の詳細が明らかになっていないことから、工事の実施に伴う動物及び植物の生息・生育環境への影響は否定できない。

このため、工事計画を具体化した上で、必要に応じ、適切な環境保全対策を講ずるとともに、これらを準備書に記載すること。

### 4 景観

区域及びその周辺は、三河湾国定公園の第2種特別地域に指定されている。当該 国定公園は渥美・知多半島と湾奥部の海岸景観等を主な理由として指定されており、 地形改変及び施設の存在に伴い、当該国定公園の風致景観の根幹を成す海岸景観へ の影響が懸念される。

このため、当該国定公園及び施設の管理者、関係自治体、地域住民、利用者等の 意見を踏まえ、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、主要な眺望点等か ら展望する場合の著しい妨げにならない事業計画とすること。

#### 5 その他

- (1) 準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかり やすい図書となるよう努めること。
- (2) インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。



21田環第88号 令和3年4月30日

愛知県知事 大村 秀章 様

(仮称) あつみ第二風力発電事業環境影響評価方法書について(回答)

令和3年4月15日付け3環活第39号で照会のありましたこのことについて、 下記のとおり回答いたします。

記

- 1 騒音等による地域住民の生活環境への影響を回避又は極力低減するような風力発電施設の配置等を検討すること。
- 2 鳥類等の生息への影響を回避又は極力低減するような風力発電設備の配置等を検討すること。
- 3 海浜性の植物や昆虫について重要な種が生育・生息している可能性があるため、 影響を回避又は極力低減するような風力発電設備の配置等を検討すること。
- 4 主要な眺望点からの眺望景観について配慮をすること。

以上

担 当 市民環境部 環境政策課 TEL 0531-23-3541



写

3南知多環第1036号 令和3年5月10日

愛知県知事 大村秀章 様

知多郡南知多町長 石黒和



(仮称) あつみ第二風力発電事業 環境影響評価方法書について(回答)

令和3年4月15日付け3環活第39号で照会のありました、このことにつきましては下記のとおりです。

記

意見はありません。

担 当 厚生部環境課 環境保全係 斎藤、柴田

電 話 0569-65-0711 (内線 524)

FAX 0569-65-0694

Eメール kankyo@town.minamichita.lg.jp